

「パートナーシップ構築宣言」

当法人は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

地域の福祉事業所や医療機関と連携体制を構築し、地域住民が安心して生きいきと暮らせる街をつくります。

b. グリーン化の取組

環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行います。

また、施設のLED化や省エネ、電気自動車の導入を進めます。

c. 健康経営に関する取組

健康経営の取組みを率先し、関係機関への促しや情報発信を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な低価格要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者から協議の申入れがあった場合にはそれに応じ、経済情勢を考慮するなど事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。また、物価やエネルギーコストの高騰等があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り銀行振込で支払います。振込手数料は双方協議のうえで決し、また、支払は受領後1か月以内とします。手形決済は行いません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者にとり取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引事業者には不当・不合理な依頼はせず、取引価格については経済情勢等に基づき合理的に依頼・交渉します。

そして、当法人に関わる全ての人、及び事業者に対し、常に相手の立場に立った公平と平等な関りを維持し、ウィンウィン関係を構築し続けます。

2023年8月1日
(2024年4月1日更新)

社会福祉法人正仁会 理事長 二宮 正則